

令和7年度

重要事項説明書



高島市立静里なのはな園

1. 当園の概要

本園は、平成17年9月になのはな保育園・なのはな幼稚園の複合施設として開園し、令和3年4月より認定こども園となりました。園庭には、ビオトープや築山があり園児たちの大好きな遊び場になっています。また、園周辺には水田や雑木林が広がり、四季の移り変わりを感ずることができる環境が整っています。

名 称	静里なのはな園
所 在 地	滋賀県高島市新旭町藁園2305番地
施設の種類	保育所型認定こども園
開設年月日	平成17年9月1日
認可又は認定年月日	令和 3年4月1日
連絡先	電話 0740-25-7087 FAX 0740-25-7095
園長氏名	地 村 順 子（令和6年度）
利用定員	1号認定利用定員（教育認定）・・・幼稚園部 満3歳～満5歳 40人 2号認定利用定員（保育認定）・・・保育園部 満3歳～満5歳 85人 3号認定利用定員（保育認定）・・・保育園部 0歳～満2歳 45人
学 期	1号認定のみ該当 1学期 4月1日～ 7月31日 2学期 8月1日～12月31日 3学期 1月1日～ 3月31日
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育
給 食	一富士フードサービス株式会社に、給食業務を委託し、園舎内の調理室において調理しています。 毎月、調理担当者と給食会議を開催し、安心安全で、丈夫な身体づくりに役立つ給食提供を目指しています。

2. 施設の概要

敷 地	市有地	面積	18,952.26㎡
建 物	鉄骨造 2階建て	延べ床面積	3,314.69㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室	2室	調乳室 7.58㎡
	保育室	10室	調理室 138.80㎡
	園児用トイレ	12箇所	事務室 73.07㎡
	遊戯室	330.38㎡	医務室 32.78㎡
設備の種類	プール、冷暖房、二重ガラスサッシ		
そ の 他	屋外遊戯場	4,476.06㎡	
災害共済	日本スポーツ振興センター災害共済、園児災害共済に加入（任意）		

3. 開園日・開園時間および休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
教育・保育 提供時間	教育標準時間（1号） 午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
	保育標準時間（2・3号） 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
	保育短時間（2・3号） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
	【参考】 登園時間 午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 降園時間（1号） 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分まで 午後 4 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間 （一時預かり保育）	教育標準時間（1号） 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
	保育標準時間（2・3号） 午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
	保育短時間（2・3号） 午前 7 時 30 分から午前 8 時 00 分まで 午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
休園（業）日	教育認定（1号） ① 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ② 日曜日および土曜日 ③ 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 6 日まで ④ 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで ⑤ 冬季休業日 12 月 24 日から 1 月 6 日まで ⑥ 学年末休業日 3 月 26 日から 3 月 31 日まで 変更する場合があります ※夏季休業日（夏休み）のみ一時預かりを実施しています
	保育認定（2・3号） ① 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ② 日曜日 ③ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで ④ 3 月末～4 月始・お盆休み・年末年始には、希望保育を実施しています。

(1) 延長保育（一時預かり保育）を利用の際は、市が条例・規則等で定めるとおり、通常の保育料の他に別途保育料が必要です。また、あらかじめ申請が必要です。（新入園児はステップ保育終了後からご利用いただけます。）

- (2) 土曜日は1号認定（幼稚園部）のお子さんは休日となります。2・3号認定（保育園部）のお子さんについては、希望保育を行っていますので、保護者の勤務時間や家庭の事情等にあわせて、あらかじめ申請してください。

参考

高島市立特定教育・保育施設における利用時間等について

① 教育標準時間認定（1号認定）

※開園日・教育時間

※月～金曜日（祝日、長期休暇等を除く。）

8:30～14:30



※一時預かり事業（幼稚園型）

①平日：2時間

14:30～16:30

②夏季休業中：4時間＋2時間＋2時間（最長8時間）

8:30～12:30

12:30～14:30

14:30～16:30

② 保育短時間利用認定（2号・3号認定）

※開園日・保育時間

※月～土曜日（祝日、年末年始等を除く。）

8:30～16:30



延長保育（早朝保育）

※7:30～8:00

延長保育：2時間30分

※16:30～19:00

③ 保育標準時間利用認定（2号・3号認定）

※開園日・保育時間

※月～土曜日（祝日、年末年始等を除く。）

7:30～18:30



延長保育：30分

※18:30～19:00

4. 職員体制

園長	1
保育参事	2
主任保育士	1
保育士	3 4
一時保育・早朝保育 延長保育担当	1
保育補助	3
養護教諭	1
用務員	1
バス運転手	1
事務員	1 (大師山さくら園と兼務)

(令和6年度の体制)

5. 教育・保育の特色

◇健康でしなやかな身体づくり

はだし保育・はだしのリズム、外部講師によるキッズサッカーや運動遊び教室による身体づくり

◇遊び込む体験、直接体験を大切にした保育

野菜栽培からクッキングへの食育活動、園をとりまく樹木・木の実・草花・ビオトープ、飼育動物など、自然との関わりの中で様々な体験を通して、生命あふれる教育、感動する心を大切にする保育

◇様々な人々との関わりを大切にした保育

園支援ボランティア、お年寄り、小・中・高生など、様々な地域の人々との交流を通して、思いやりや優しさ、人との関わりを育てる保育

6. 保育・教育の目標

めざす
子ども像

- ▷豊かな感性をもつ子ども
- ▷意欲的に活動する子ども
- ▷思いやりのある子ども

保育目標

あそびの中で学び、自分の思いや考えを表現して、たくましく生きる子を育てる

関わり

園や周辺の自然、様々な人との関わりや触れ合いの中で、直接体験を重視した保育に取り組み、豊かな生活体験と心情を育てる。

輝 き

保育者や友だちと、目的をもって活動に取り組み、考えたり工夫したりする中で、自分の考えや思いを表現し、充実感や満足感を味わう。また、失敗や挫折をした時には、すぐにあきらめず、挑戦する気力や、やる気を育てる。

思いやり

保育者や友だち、異年齢児との生活の中で話し合ったり、共感したりしながら、生命の大切さや、相手の思いを受け入れられる気持ちを育てる。

7. 提供する教育・保育の内容

高島市乳幼児保育・共通カリキュラム（平成31年4月）を踏まえ、以下の教育・保育を提供します。

1) 発達連続性を考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育および園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

2) 様々な年齢の園児の発達・特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康・安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

8. 毎日の保育の流れ

時間	1号認定(3～5歳児) 幼稚園部	2号認定(3～5歳児) 保育園部	3号認定(0～2歳児) 保育園部
7:30		開園・早朝保育	開園・早朝保育
8:30	開園・順次登園・健康観察・持ち物の始末	順次登園・健康観察・持ち物の始末	順次登園・健康観察・持ち物の始末
9:30	体操・朝の会 生活や季節の流れに応じた遊び (組での活動を含む)	体操・朝の会 生活や季節の流れに応じた遊び (組での活動を含む)	遊び おむつ交換・排泄 片付け・おやつ 遊び 片付け
11:15			おむつ交換・排泄 給食準備・給食
11:30	片付け・給食準備	片付け・給食準備	お昼寝準備・お昼寝
12:00	給食・歯みがき 降園準備・帰りの会 遊び	給食・歯みがき 降園準備・帰りの会 お昼寝準備・お昼寝	
14:00	順次降園		
14:30	預かり保育	目覚め	目覚め おむつ交換・排泄 おやつ・帰りの準備
15:00		手洗い・おやつ	
15:30			遊び
16:00		順次降園	順次降園
16:30	最終降園	延長保育(短時間)	延長保育(短時間)
18:30		延長保育(標準時間)	延長保育(標準時間)
19:00		最終降園・閉園	最終降園・閉園

※1日の流れはあくまでも目安です。活動内容により時間の変更もあります。

※乳児の生活は、個人差がありますので、その子に合わせて配慮しています。

※お昼寝の期間

3歳児(年間を通して) 4歳児(12月頃まで) 5歳児(7～9月頃)

9. 給食等について

園では、全年齢児に給食を提供しています。給食のメニューは、毎月、献立表でお知らせします。なお、離乳食段階の乳児さんや献立メニューの中に食べたことがない食材があるお子さんにつきましては、食物アレルギー等の発症の恐れがありますので、必ずご家庭で事前に食べてみてください。

◆アレルギーの対応について

食物アレルギーのあるお子さんには、高島市指定の「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づく医師の診断結果に従い食材の除去対応をさせていただきます。その他詳細については、個別にご相談させていただきます。

◆衛生管理等

調理人および保育士は、毎月検便を行っています。また調理室などのふき取り検査を行っています。

10. 通園について

(1) 通園（登園・降園）

登降園時に保護者の方は、必ず「防犯名札（ＩＤカード）」を付けてください。

園へ直接送迎される場合は、９時までに登園をお願いします。また、降園時（バス停含む）に、保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前に連絡いただくとともに、防犯の関係上、成人の方がお願いします。ご家族でも高校生や大学生などのご兄弟はご遠慮ください。なお、バス停でお迎えの無い場合や前記以外の方がお迎えに来られた場合などは、そのまま、降車させずに園まで連れ帰りますので、園へお迎えをお願いします。

(2) 通園バスの利用

通園時には、通園バスを運行しています。ご利用の方はバス時刻表に合わせてバス停までの送迎をお願いします。ご利用できるのは、満３歳児以上です。通園バスを利用される場合は、誓約書を提出してください。

天候、交通事情などにより到着時刻が前後することがあります。予定時刻の５分前にはバス停でお待ちください。乗車場所は、最寄りのバス停をお願いします。

(3) 園バス利用に係る誓約書の提出

通園バスを利用しない３歳児以上の園児でも、園外保育（遠足）等でバスを利用しますので、必ず誓約書の提出をお願いします。

11. 園と保護者の皆さまとの連絡

園から月に１回程度「園だより」、「クラスだより」、「保健だより」を発行し、月の行事や連絡事項、子ども達の様子などをお知らせします。また、個々の園での状況や家庭での様子を相互に連絡しあうため、連絡帳を活用しています。

12. 園の利用に係る留意事項

(1) 欠席・遅刻の場合

欠席する場合や遅れて登園する場合は、９時までに園へ連絡してください。

９時３０分までに連絡がなく、登園されていない場合は、危機管理上、園より連絡

させていただきます。

(2) 保育時間中の発熱等

保育時間中に発熱、または、平熱でも子どもの様子がいつもと違う場合には、原則として保護者に連絡させていただきますのでお迎えをお願いします。

(3) 感染症について

伝染性のある病気（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、風疹、はしか、流行性耳下腺炎、とびひ、手足口病、水痘等）に感染した場合は、園に連絡のうえ、医師の許可を得た後に登園してください。（別紙の感染症一覧を参考にしてください）

また、園は「保育所における感染症対策」等のガイドラインをもとに、正しい知識や情報を得て適切に対応します。

(4) 投薬について

投薬は医療行為に当たるため原則園では行えません。ただし、医師の指示などにより、やむを得ず保育時間中の投薬が必要な場合に限り行っています。必ず、投薬依頼書を提出してください。

(5) 予防接種について

子どもによっては、接種後に発熱や発疹など副反応が起こることがあります。予防接種後、当日の登園は控え、お子さんの様子に気を配りながら家庭でゆっくり過ごしてください。

1 3. 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科健診

年2回、嘱託医が健診を行い、その結果をお知らせしています。異常があった場合は、かかりつけ医への受診をお願いします。

(2) 嘱託医（令和6年度）

内科

名 称	医療法人 片岡クリニック	澤村クリニック
嘱託医名	片岡 謙	澤村 五茂
所 在 地	高島市新旭町新庄989-4	高島市新旭町旭1丁目7-1
電話番号	0740-25-6373	0740-25-5082

歯科

名 称	医療法人社団松田歯科医院 まつだ内科・歯科クリニック
嘱託医名	松田 直哉
所 在 地	高島市新旭町旭696
電話番号	0740-25-4444

(3) 発育計測

毎月、身体計測（身長・体重）を行っています。

毎月の計測結果は、シール帳の発育表でお知らせします。

1 4. 保育料等

(1) 延長（早朝含む）保育料

30分ごとに、高島市が定める延長保育料（1号認定児は一時預かり利用料）が必要です。

(2) 夏季休業日の一時預かり利用料（1号認定児）

高島市が定める夏季休業日の一時預かり利用料が必要です。

(3) 保育用品の費用負担

カラー帽子、体操服、クレパス、のり、はさみ、カラーペンなどの保育用品については、ご家庭で負担いただいています。一括購入前にあらためてお知らせします。

なお、帽子や体操服等は、色やサイズが合えば兄弟が使用されていた物を利用されることも可能です。

(4) その他の経費（子ども1人当たり）

◆保護者会費 年額2,400円

※2人目からは、半額です。

◆日本スポーツ振興センター災害共済掛金（子ども1人当たり）

年間 375円 （保護者負担 240円 市負担 135円）

◆その他、遠足や行事等で、随時実費でいただくことがありますのでご了承ください。

1 5. 緊急時の対応方法について

保育中に怪我などがあった場合は、個人票であらかじめ指定いただいた保護者緊急連絡先に連絡したうえで、嘱託医または主治医に連絡するなど、必要な措置を講じます。

なお、保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させて、医療機関でしかるべき処置をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1 6. 非常災害時の対策

(1) 自然災害や火災、その他の緊急事態に備えて、月1回以上の避難訓練（火災、地震、不審者対応等）および消火訓練を行い、園児の安全に対し万全を期することとします。また、高島消防本部に消防計画を提出し防火管理に努めます。

○避難場所 第1次避難場所 園庭
第2次避難場所 南側の駐車場

(2) 午前7時の時点で、台風等による「特別警報」や「暴風を含む警報」が発令されている場合は、臨時休園いたします。また、保育時間中に発令された場合にも臨時休園となりますので、園までお迎えをお願いします。

(3) 緊急時や行事等の急な延期や変更など、早急にお伝えすることが必要となった場合には、「一斉メール」を配信していますので登録いただきますようお願いいたします。

17. 要望・苦情等に関する相談窓口（令和6年度）

(1) 受付担当者

氏名 入江 美奈子（役職：保育参事） TEL：0740-25-7087
氏名 千藤 則子（役職：保育参事） TEL：0740-25-7087

(2) 解決担当者

氏名 地村 順子（役職：園長） TEL：0740-25-7087

(3) 第三者委員

氏名 清水 和美（役職：元主任児童委員）
氏名 上原 朝子（役職：元園評議員）

(4) 受付方法

面接・文書・電話などで受付します。

(5) 上記以外の相談・苦情窓口

高島市役所 子ども未来部 幼児保育課

TEL 0740-25-8037

※上記は令和6年度の体制です。人事配置により変更となる場合があります。

18. 個人情報の取扱い

園児並びに保護者等に係る個人情報の取扱いについては、その重要性を十分認識し、公正で円滑な業務の推進を図るため、高島市個人情報の保護に関する法律施行条例および関係法令に基づき適正に行います。

(1) 園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けた個人情報、高島市子ども未来部幼児保育課から取得した入園等に関する個人情報を円滑な園運営や保育活動以外の目的で使用することはありません。

(2) 園児が就学や転園をする際、兄弟姉妹が別の施設に在籍されている場合等において、必要な連絡調整や円滑な移行・接続を図るために、園児とその保護者の情報を必要最小限の範囲内で就学先や転園先と共有する場合があります。

また、法律に基づき、就学先となる小学校へ「認定こども園園児指導要録」を送付します。

(3) 以下の場合には必要に応じて園児やその保護者に関する情報を関係機関等へ提供します。

- ・ 事故、災害等の緊急時の際の安否等にかかる情報
- ・ 児童虐待に関する情報
- ・ 法令に基づく犯罪捜査等への協力

19. 写真等の取扱い

園の活動を知っていただくため、園便り、クラス便り、園内向けのスライド等で、園児氏名や園児の写真に掲載することがありますのでご理解とご協力をお願いします。掲載されるとご都合の悪い方は、事前に担任までお知らせください。

また、園外においても、事前に保護者の同意を得た上で、市広報紙やホームページ、教育・保育研究資料などで写真や名前を掲載させていただくことがあります。

入園式、卒園式などで保護者に配布する園児名簿、クラス便り、保護者会（親の会）等で知り得た情報を共有するのは、ご家族や関係者間のみとしていただき、第三者へ提供しないようにしてください。

20. 園児の人権擁護について

児童福祉法第25条の規定に基づき、要保護児童を発見した場合、市町村、都道府県が設置する福祉事務所、児童相談所のいずれかに通告する義務が定められています。不審な傷やアザを発見した場合、お問い合わせさせていただくことがあります。

また、園児の人権擁護および虐待の早期発見とその防止を図るため、年長児とその保護者を対象として、子どもをいじめ等から守るための人権教育プログラム（CAP）による研修を実施しています。職員についても、園児の人権擁護、虐待防止等のための研修や不適切な保育を予防するための研修等も実施しています。

21. その他

(1) 園事業等で保護者の方などが撮影された写真や動画等については、個人情報保護およびトラブル防止のため、SNSなどへの投稿を固く禁止しています。

(2) 各個人の思想、信仰等は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動や政治活動および営利を目的とした活動はご遠慮ください。

(3) 当園の敷地内はすべて禁煙です。

【出席停止期間の基準】

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後3日間
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適切な抗菌療法が終了するまで
麻疹	発疹を伴う発熱が解熱した後3日を経過するまでは出席停止とする。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、さらに長期に及ぶ場合もある。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水疱瘡）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日間
流行性角結膜炎	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
ウイルス性肝炎	肝機能が正常初期に戻ったら登園可能（A型肝炎）
溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間を経て、全身症状が良ければ登園可能
流行性嘔吐下痢症	主症状が消退後、全身状態が回復すれば登園可能
手足口病/ペルパングーナ	発熱や口内炎の水疱・潰瘍による摂取不良がなく、全身症状が良好であれば登園可能

※その他にも出席停止となる感染症があります。

※医療機関受診後に、必ず園までご連絡ください。